

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「包んで価値を、日々新たなところで創造します。」を経営理念に掲げ、パッケージングを通じ、すべての人が笑顔で安心して暮らせる循環型社会・持続的社会的の実現に貢献することで、企業価値の向上を図ってまいります。企業価値の向上のため、株主の権利・利益の保護、ステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保及び有効な経営監視体制の構築が不可欠であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社グループは、これらの目標・取組みとともに株主の皆様をはじめお客様、従業員、お取引先、社会等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期的に亘る安定的な向上を目指して努力してまいります。

この観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、更にグループの統制、情報開示等について適切な体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき、記載しています。

原則1-4: 政策保有株式

当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合を除き、株式を保有しないことを基本方針としています。

当社では保有基準（金額基準も含む）を設け、年に1回、取締役会において、保有目的の適切性・便益・リスクと資本コストの関係等を含め、個別株式の保有状況の評価及び見直しを実施しています。

議決権の行使については、①投資先企業の株主価値・企業価値の向上、②当社及び当社グループの中長期的な経済的利益が増大するか、の観点から総合的に判断し実施します。同時に、議決権の行使に影響を与えるような事象（＝企業価値の毀損）の有無についても、定点観測を実施し、個別に行使内容を検討しています。

原則1-7: 関連当事者間の取引

関連当事者との取引に関して、当社や株主共同の利益を害することがないよう、適切な手続きを定めて監視するとともに、その手続きを開示します。

会社法に定める利益相反取引を行う場合は、会社法及び取締役会規則に基づき取締役会の承認を得ることとしています。また、取締役・執行役による利益相反取引を把握すべく、取締役・執行役及びその近親者（2親等内）と当社グループとの間の取引の有無等を毎年定期的に役員各々に確認しています。

原則2-4①: 中核人材の登用等における多様性の確保

■多様性の尊重

2021年を初年度とする中期経営計画では、「ワクワクなしに成長なし」を掲げ、グループ全従業員が使命と誇りを持ち、日々、人にやさしいパッケージの創造にチャレンジできる施策や機会を実行していきます。

私たちが求める人材とは、経営理念「包んで価値を、日々新たなところで創造します。」を実践する人です。

パッケージでお客様や社会に貢献できることを楽しみとする人であり、新たな心（過去の成功体験に拘わらず、常に新しい見方、行動ができる）で新たな成功ができる人です。

私たちは、多様性を尊重することで、人種、宗教、民族、国籍、年齢、性別、性的指向・性自認、障がい等に拘わらず、個々の能力を十二分に発揮できる人事制度や労働条件の維持向上に努めています。また、成果・業績に基づく客観的で公正な評価を行うとともに、専門性と創造性に富む人材を育成します。

■中途採用者の管理職への登用

豊富な知識と経験を有する中途採用者は、多様性確保において重要であると考え、積極的に採用を行っております。

株式会社フジシールでは、全従業員のうち、中途採用者が占める割合は60%であり、管理職（マネジメント群とエキスパート群（正社員のみ））における中途採用者の占める割合は43.5%です。（2022年3月末）

■外国人の管理職への登用

2021年を初年度とする中期経営計画に掲げているとおり、海外売上比率を50%に引き上げ、世界で市場をリードするお客様の多様なパッケージニーズ（環境課題を含む）に対応するには、各地域の製造・販売・開発部門において、柔軟かつアジャイルに対応する必要があります。

グループを支える海外グループ会社においては、経営陣の約5割（54%）において、外国人人材が活躍しており、今後も積極的に登用していきま

す。(2022年7月)

■女性活躍に関する取組み

上記記載の「多様性確保のための取組み」の一環として女性が活躍できる職場環境づくりや制度の整備を推進しています。

株式会社フジシールでは、2019年4月に女性活躍推進法に基づく3カ年の「行動計画」(第二期目)を策定し、女性管理職層を拡大・強化することを目的として、目標達成(女性管理職を3年間で1割にする(2019年4月1日～2022年3月31日))に向け行動計画を立てて取り組んでいましたが、2022年3月末時点における、全管理職において女性管理職が占める割合は8.4%となりました。

目標:女性管理職を3年間で10%以上する(2022年4月1日～2025年3月31日)

- ・キャリア形成の意識強化を目的とした各種研修の実施
- ・女性社員の管理職への登用:管理職へ積極的に配置
- ・女性社員の職域拡大:管理職の増加、ローテーションの推進
- ・女性社員の採用強化:正社員(新卒・中途)の女性採用の推進

取組み計画:https://www.fujiseal.com/jp/pdf/action_plan_on_women_working.pdf

ESG DATA BOOK:<https://www.fujiseal.com/jp/csr/data.html>

■人財育成方針、社内環境整備方針

当社は、価値観を共有する従業員の成長こそが、企業の持続的な成長の根源であると考えています。そのために、先進技術を積極的に導入するなどして、安全で健康な生活を保障できる仕事の仕組みと職場環境の整備・向上を実現します。また従業員が公正・公平な評価制度の下で成長できる機会をとりえて能力を発揮し続けられるようにしています。お客様、取引先にとっても成長し続けるパートナーであり続けたいとの強い思いがあるからです。

統合報告書:<https://www.fujiseal.com/jp/ir/library/integrated-report.html>

原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金は、確定拠出年金制度を採用しております。従って、積立金の運用は従業員自らが行っておりますが、従業員の資産形成に影響を与えること等も踏まえ、確定拠出年金の資産運用に関する従業員教育等に取り組んでいます。

原則3-1:情報開示の充実

当社は、財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも可能な範囲でタイムリーかつ公平に開示しています。

■経営理念、中期経営計画

経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明資料等で開示しています。

経営理念:<https://www.fujiseal.com/jp/about/vision.html>

経営戦略・中期経営計画:<https://www.fujiseal.com/jp/about/midplan.html>

■コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイトにて開示しています。

コーポレートガバナンス基本方針:<https://www.fujiseal.com/jp/csr/vision.html>

■取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンス報告書及び株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しています。当社では、報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役の報酬等については、報酬委員会が個人別の報酬等の内容を決定しています。報酬委員会は、主に、取締役及び執行役の個人別の報酬等に係る決定に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容、及び執行役の業績連動型報酬の決定に係る全社業績目標及び各執行役の個人別業績目標の評価の決定を行っています。

■取締役の選解任の手続

当社は指名委員会を設置しており、同委員会において選任基準等を踏まえ、取締役の選任・解任議案の内容を決議することとしています。

社外取締役:独立性基準を定め、株主総会招集通知に選任理由を記載しています。

社内取締役:株主総会招集通知に選任基準を記載しています。社外取締役が参加する指名委員会が中心となり、選任しています。なお、社内取締役、次世代候補者には、年に数回社外取締役と面談する機会を設けています。

補充原則3-1③:サステナビリティその他の取組みに関する開示

■サステナビリティに関する取組み

当社は、グループサステナビリティ方針やサステナビリティに関する各種取組みについて、当社ウェブサイト、有価証券報告書、統合報告書、決算補足資料、ESG DATA BOOK、環境レポート等において、ステークホルダーの皆様に開示しています。

グループサステナビリティ方針:<https://www.fujiseal.com/jp/csr/vision.html>

サステナビリティ:<https://www.fujiseal.com/jp/csr/message.html>

統合報告書:<https://www.fujiseal.com/jp/ir/library/integrated-report.html>

■人的資本への投資

フジシールグループでのさまざまな経験を通して成長してほしい、国内や海外の工場で活躍するメンバーがお互いに行き来し技術を高めあったり、身につけた知識を新たな職場や地域で活かしたり、しっかり雇用をし、成長や挑戦の機会を提供することは、私たちが社会に果たすべき重要な役割のひとつだと考えています。

- ・理念を共有する従業員が、自己実現と成長の機会を捉え、能力を発揮し、ワクワクしながら働いている会社
- ・日々の判断基準に活かされる行動指針として「理念」「スローガン」の浸透
- ・公平・公正な人事制度と運用(採用、評価)人財育成
- ・変化に対応できる人事指標

また、将来の幹部となり得る候補者を選抜し、重点的に育成していくことを目的とした「次世代経営者創出プログラム」を2018年よりスタートさせています。持続的成長を実現する次期経営候補者の創出をより活性し、プログラム内容の向上に努めます。

■知的財産への投資

フジシールグループは、知的財産への投資が経営戦略の策定及び実行において、重要事項であると認識しています。パッケージの新たな価値の

創出、フジシールグループの新たな柱となる新事業の創出に向けて、事業戦略を支え、さらにはリードする知財戦略を立案・実行します。
事業戦略と知財戦略: <https://www.fujiseal.com/jp/csr/vision.html>

■TCFDに基づく開示

TCFDへの賛同及び気候変動に関する取組み: 2021年7月8日、フジシールグループは、金融安定理事会により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」が2017年6月に行った提言への賛同を表明しました。それに先駆け、TCFD提言に沿って、気候変動に関連する事業リスクやビジネス機会について当社ウェブサイトでの情報開示も開始しています。

今後も、低炭素社会への移行に向け、経営戦略への反映を行うとともに、さらなる情報開示を進め、企業価値向上に努めていきます。

気候変動に関する取組み: <https://www.fujiseal.com/jp/csr/environment/climate.html>

補充原則4-1①: 取締役会の役割・責務

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針などの当社グループ会社の重要事項等を議論決定します。決定された方針の執行状況や経営課題の報告を受け、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援します。また各会社の取締役、執行役の権限規定は日本だけではなく、海外グループ会社も作成しており、その整合性も定期的に見直します。

補充原則4-9: 独立社外取締役の独立性基準

独立社外取締役に關して、当社では独立性基準を定め(株主総会招集通知に記載)、その基準に沿い、かつ多様な分野において知識・経験を有した方を選任しています。各人の豊富な経験と専門的な見地に基つき、当社の経営体制に対する助言と監督を行い、また、株主や他のステークホルダーの視点から意見を述べています。各社外取締役は経営陣と緊密に連携しています。

＜社外取締役独立性基準＞

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役(候補者も含む)がいずれの事項にも該当しない場合は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

なお、この基準において業務執行者とは、当社及びその連結子会社(以下「フジシールグループ」)の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人を指すものとします。

1. 現にフジシールグループの業務執行者である、又は過去に一度でもフジシールグループの業務執行者であったもの。
2. 過去5年間に於いて配偶者及び二親等内の親族がフジシールグループの取締役、執行役、監査役、経営幹部である場合
3. フジシールグループ及び社外取締役本籍企業グループの双方いずれかにおいて、過去3年間継続して連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の現在の業務執行者の場合
4. フジシールグループから役員報酬以外に、専門的サービス提供者(コンサルタント、弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士等)として、多額(注1)の報酬を受領している場合
5. 社外役員の相互派遣関係にある場合(注2)

(注1) 多額とは、当該社外取締役が個人の場合、3年間の平均額として年間1,000万円以上とし、当該社外取締役が特定の法人・組合等の団体に所属する場合、当該団体の連結売上高の2%を超えることをいう。

(注2) 社外役員の相互派遣関係とは、フジシールグループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

補充原則4-11①: 取締役会に必要なスキルとその理由

当社取締役会は、ビジョンである「人と環境にやさしい価値を届ける」に直結し持続的社会的な貢献につながる当社の9つのマテリアリティから、役員に必要な経験・スキルおよび多様性を考慮するために特定したスキルに照らし合わせ、当社取締役会に相応しい人物により構成することとしております。

スキルチャート: <https://www.fujiseal.com/jp/about/officer.html>

補充原則4-11②: 取締役の兼任状況

他の法人等の兼職は合理的範囲とし、その状況及びは招集通知にて開示しています。

招集通知: https://ssl4.eir-parts.net/doc/7864/ir_material2/184346/00.pdf

補充原則4-11③: 取締役会の実効性評価

当社では取締役会と監査委員会、指名委員会、報酬委員会の各委員会における社外取締役との議論を通じ、取締役会の実効性の向上に努めています。取締役会は、様々な分野において、国内外問わず豊富な知識・経験・能力を有した取締役から構成され、全体として実効性のある審議・判断がなされ、十分な機能発揮が可能となるよう、その多様性にも配慮しています。

「取締役会の実効性評価」について

当社は、2022年3月から4月にかけて、取締役全員に対して「取締役会の実効性評価」に関するアンケート調査を実施するとともに、取締役会はその調査結果及び今後の課題について審議を行いました。(2016年5月に内・社外取締役による自己評価アンケートと外部機関による集計を実施した後、取締役会自身による実効性に関する調査・審議を定期的に行っています。)

今回の調査・審議に当たっては、FSGの「マテリアリティ」をテーマとして選定し、取締役会での議論の状況及び今後の改善点について、意見を集約しました。その結果(概要)は、以下の通りです。

① 人にやさしいパッケージの開発

新しい価値の創造による企業の成長という基本方針が、毎回、取締役会で確認、共有化されており、また執行役を通じて従業員にも周知されている(例示として、その指標の一つであるアイデアバンク応募件数が国内で年間6,000件近くに達するなど)。取締役会自身が、廃プラ等の環境問題の世界的課題に危機意識を持ち、グループの存続自体に係る問題として、意識的に議論を行っている。

今後とも、情報収集に努め、先見力をもって世の中の流れを先読みし、全社員と常に危機意識のアンテナを十分に張って、迅速な対応を行う必要がある。

② 開発製品のスピード立ち上げ

開発プロセスが見える化され、グループのリソースを横断的に活用した具体的な案件が、取締役会でも報告、議論されている。一方で、中長期的な視点での要素技術の棚卸しと戦略の再構築や、開発のスピードアップ施策全般に関する議論を深める必要がある。

③ 持続的な成長(持続的成長を支える強固な財務基盤、持続的成長を実現する次期経営候補者の創出)

財務情報について、月次報告で財務基盤関連情報が提供され、取締役会で定期的な提案、報告が開始されるとともに、より焦点を絞った議論が行われている。

今後は、キャッシュフロー経営(地域間、通貨、優先課題)に関する議論や、次期大型設備投資に関する議論が必要である。

人材については、指名委員会でも、グループ内外での人材確保や次期経営陣候補者に関する定期的かつオープンな議論・情報共有が展開されている。また、取締役会終了後に次期経営陣候補者によるセミナーの発表を行っている。

今後は、経営者創出プログラムの一層の活性化に期待するとともに、財務・経理・人事・法務・監査・開発・生産管理・生産技術・システム等全分野において、より高い専門性と教育システムについても議論していく必要がある。

④ 環境配慮型製品の開発

環境問題は、事業戦略のトッププライオリティとして捉えられ、取締役会における議論に常に反映されている。

引き続き、環境に係る社会経済動向の細かな変化を注視し、積極的な議論を行うことにより、潮流を見極めた適切、的確な対応をよりスピーディに実践していくことが期待される。

⑤ ステークホルダーとのオープンな対話

直近の経営状況や課題が整理され、取締役会で議論の上、ステークホルダーに開示、対話が行われている。また、投資家との対話状況は、IR部門から取締役会に報告・共有されている。今後、非財務情報の開示について、より一層意識的・積極的に取り組むことが期待される。

⑥ 公正・透明な取引

取引先との関係においてフェアで透明な取引を行い、長期的に良好かつ対等な関係を構築するという視点で、取締役会での議論が行われている。変わらぬ品質の提供に向けて、定量的管理基準を用いた一段と高いレベルでのサプライヤー管理のあり方について、まとまった議論が必要である。

⑦ 安定供給（BCPを含む）

グループ全体でOHSマネジメントについて横串での評価を行い、取締役会でも報告、議論が行われている。供給責任についても、事業の根幹をなすものとして常に考慮され、原材料調達不能リスクや、設備事故等に伴う製品供給不能リスクについて、取締役会で確認を行っている。

こうしたリスクの低減に向けた取組・施策について、今後より深く議論しておく必要がある。

⑧ 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティについて、月次報告により事案発生段階から把握できる状況となっており、重要事案は取締役会でも適切に議論している。現状の対策レベル、将来目標と取組み計画に関するより深い議論とともに、各リージョンでの対応を基本としつつも、グループ全体的な対応とベストプラクティスの共有が期待される。

⑨ 次世代事業の創出

開発テーマの選定及びその取組、進捗について、取締役会で活発な議論が行われているものの、既存事業以外の新規事業について、十分な創出体制構築に向けた議論がなされているとは言い難い。現在の取組継続とスピードアップ、達成手段の多様化についてのさらなる議論が期待される。

その他

事前のデータの共有や、データ自体のブラッシュアップにより、取締役会での議論がより効率的かつ効果的なものとなってきている。

一方で、ここ2年はCovid-19感染症の影響により、取締役会として各国、各地での現場の状況の把握や現地メンバーとの直接の対話、会議以外の場での議論の機会が減少している。人財発掘、育成や開発プロセスの活性化などの観点から、より直接的かつ余裕のある議論の機会が増えることが期待される。

補充原則4-14②：取締役・執行役に対するトレーニング

新任の社外取締役には、就任にあたり外部セミナーへの参加を推奨し、その費用については当社が負担しています。また当社グループの組織、事業及び財務をはじめ、中期経営計画の内容及び進捗状況などの情報提供を行っています。各取締役、執行役に対しては、自己啓発等を目的として、外部セミナーなどへの参加を推奨するとともにその費用については取締役、執行役の請求等により社内規定に基づき、当社にて負担しています。

原則5-1：株主との対話の方針

当社では株主との建設的な対話を推進しています。

①当社における株主や投資家との対話については社長直属のIR専任部署を設置し、関連各部門と連携し対応しています。

②株主や投資家に対しては定期的に決算説明会にて社長自ら直接、中期計画や業績を説明し、質疑応答により株主や投資家の意見を直接聞く機会を設けています。また、決算説明会以外にも、社長による個別面談や社長及び財務担当執行役によるスモールミーティングも適宜実施しています。

③株主や投資家に当社のESGやSDGsに関する活動方針を理解していただき、中長期での株式保有を促進するため、機関投資家の株式投資部門に加えて、責任投資部門との対話にも、積極的に取り組んでいます。

④株主や投資家から寄せられた意見は、随時、取締役・執行役・経営幹部にフィードバックするとともに、取締役会でも定期的に報告をしています。

⑤株主や投資家との対話に際しては、当社の中長期成長戦略を主体とすることでインサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,128,400	13.00
株式会社創包	6,240,000	11.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,008,400	9.10
公益財団法人フジシール財団	4,800,760	8.80
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2,021,856	3.70
岡崎 成子	1,801,720	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079255)	1,800,960	3.30
藤尾 弘子	1,784,960	3.30
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,670,072	3.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,609,609	2.90

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7,128千株

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 4,644千株

なお、それらの内訳は、投資信託設定分5,391千株、年金信託設定分658千株、その他信託分5,722千株となっております。

2. 自己株式5,411千株を所有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

3. 株式会社創包は岡崎成子が代表者であり、議決権行使については実質的に一体とみなされることから、当社の主要株主である筆頭株主は岡崎成子であります。

4. 2021年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、グローバル・アルファ・キャピタル・マネージメント・エルティーディーが2021年10月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称：グローバル・アルファ・キャピタル・マネージメント・エルティーディー

住所：カナダ、ケベック州モントリオール市マギル・カレッジ1300-180

保有株券等の数：4,250千株

株券等保有割合：7.1%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	5名

[社外取締役に係る事項]

社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩路 広海	他の会社の出身者											
牧 辰人	他の会社の出身者											
関 勇一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
塩路 広海	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士法人塩路法律事務所代表社員 株式会社立花エレテック社外監査役	弁護士実務及び事務所経営を通じて培われた企業法務全般の豊富な見識に加え、他社上場企業の社外監査役としての経験と実績から、取締役会において適切な助言と監督をいただくことを期待したためであります。 また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断したためであります。
牧 辰人	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 ＜重要な兼職の状況＞ SCS国際有限責任監査法人代表社員 SCS国際コンサルティング株式会社代表取締役	公認会計士として培われた会計、財務及び税務における豊富な経験及び幅広い見識を活かし、取締役会において適切な助言と監督をいただくことを期待したためであります。 また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断したためであります。
関 勇一	○	○	○	○	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社フジシール監査役	製造及び開発分野を中心に、安全防災・ものづくりにおける責任者としての豊富な知見に加え、上場企業経営者としての経験と実績から、取締役会において適切な助言と監督をいただくことを期待したためであります。 また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断したためであります。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	4	0	1	3	社内取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社内取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	11名
------------------------	-----

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
岡崎 成子	あり	あり	○	○	なし
城川 雅行	あり	あり	×	×	なし
梅田 英明	なし	なし	×	×	なし
京金 武司	なし	なし	×	×	なし
福田 真久	なし	なし	×	×	なし
岡崎 陽一	なし	なし	×	×	なし
松崎 耕介	なし	なし	×	×	なし
川崎 悟	なし	なし	×	×	なし
山本 貴史	なし	なし	×	×	なし
高橋 文章	なし	なし	×	×	なし
Marieke Sauer-Ploegmakers	なし	なし	×	×	なし

[監査体制]

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査担当者等の異動、人事考課及び給与改定については、監査委員会の同意を要するものとします。

また、執行役は、監査担当者等がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならず、監査担当者等はその職務を遂行する上で不当な制約を受けたときは、監査委員会または監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

＜監査委員会と会計監査人の連携状況＞

1. 監査法人の名称：有限責任監査法人トーマツ
2. 継続監査期間：15年間
3. 業務を執行した公認会計士：鈴木朋之氏及び川合直樹氏
4. 監査業務に係る補助者の構成：公認会計士8名、その他19名(2022年3月期)

監査委員会は、外部会計監査人から監査についての実施状況及び計画の報告を受け（実施状況報告は年2回（5月・12月）、計画は年1回（6月）、外部会計監査人の監査品質及び報酬水準の妥当性を評価するとともに、承認の議論を通じて独立性・専門性を有しているか確認を行っています。

当社は外部会計監査人の適正な監査のため、監査日程、監査体制、経営陣との直接の面接や監査委員会、経理部門、内部監査部門等の関連部門との連携を確保しています。

監査委員会と会計監査人は、緊密な連携を保つとともに、定期的に監査方針や監査意見交換などを行う会合を開催し、監査計画及び結果について報告を受け、意見を述べるとともに会計監査の有効性を評価し、また監査の実効性向上に努めております。2022年3月期は監査委員会を9回開催し、財務会計、ガバナンス、内部統制、リスクマネジメント等に関する監査結果について意見交換を実施しました。

＜監査委員会と内部監査室との連携状況＞

監査委員会は、グループ内部監査室と委員会の開催及びメール等の手段により報告・意見交換・調整を行っています。

監査委員会は、内部監査計画を承認し、グループ内部監査室は、ホールディングカンパニーの監査部門としてグループ全体のガバナンス・内部統制・リスクマネジメントの状況を把握し、監査結果を監査委員会に報告し、必要に応じて関係者に改善策の提案を行っています。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

(業績連動型報酬制度)

執行役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は各執行役が分掌する部門の業績達成度等に応じて報酬委員会が決定した額とします。なお、業績連動報酬が一定額に達した場合は、その一部を当社株式で支給します。

業績連動報酬が報酬総額に占める比率は0%～30%程度の範囲で変動し、算定項目には単年度の連結売上高、営業利益率、経営戦略上重要な財務指標のほか、環境指標や人材育成などの非財務指標も含まれます。

(その他)

株主の皆様と同じ価値観を共有し、当社グループの企業価値を持続的に向上させるため譲渡制限付株式をインセンティブとして支給します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役、社外取締役の別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(報酬の額)

社内取締役及び執行役、社外取締役の別に総額を開示

2022年3月期における取締役及び執行役に支払った報酬は下記のとおりです。

社外取締役: 4名 32百万円

取締役 : 0名 0百万円

執行役 : 14名 213百万円 (内訳 基本報酬: 166百万円、業績連動報酬: 22百万円、譲渡制限付株式報酬: 23百万円)

(注)

1. 期末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役4名)、執行役9名(うち取締役を兼務2名)であります。
2. 取締役と執行役を兼務している者の報酬は、執行役の金額に含めて記載しております。
3. 執行役のうち、子会社の業務執行を主とする者の報酬は、子会社で支払っております。
4. 上記のほか社外取締役が、当社子会社から2022年3月期に役員として受けた報酬額は1百万円であります。
5. 上記の「譲渡制限付株式報酬」は、2022年3月期に費用計上した額であります。

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項)

報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬内容の決定に関する方針を以下のとおり定めました。報酬委員会は、当方針により取締役及び執行役が受ける個人別の報酬を決定するものであります。

1. 報酬に関する基本方針

- イ. 企業理念に賛同した多様で優秀な人材（人材）が力を発揮し、報奨することのできる報酬制度であること。
- ロ. 持続的な成長にむけた経営戦略に基づく業績目標達成を促す報酬制度であること。
- ハ. 企業価値の持続的向上を促し、株主の皆様と利益を共有する報酬制度であること。
- ニ. 報酬制度の決定プロセスは客観的で透明性の高いものであること。

2. 報酬制度の概要

イ. 手続

取締役及び執行役の報酬等の方針、報酬体系、業績連動の仕組みは、報酬委員会において審議決定します。

ロ. 報酬の構成

社外取締役を含む取締役は固定報酬である「基本報酬」のみで構成され、執行役は「基本報酬」及び変動報酬である短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」により構成されています。

ハ. 基本報酬

基本報酬水準については、各人の経歴・職歴・職務・職責に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上決定します。

ニ. 業績連動報酬

業績連動報酬は各執行役が分掌する部門の業績達成度等に応じて報酬委員会が決定した額とし、報酬総額に占める比率は0%～30%程度の範囲で変動します。算定項目には、単年度の連結売上高、営業利益率や、経営戦略上重要な財務指標のほか、環境指標や人材育成などの非財務指標も含まれます。なお、業績連動報酬が一定額に達した場合は、その一部を当社株式で支給します。

ホ. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は株主の皆様と同じ価値観を共有し、当社グループの企業価値を持続的に向上させるために、執行役に対する中長期的なインセンティブとして支給します。

[社外取締役のサポート体制]

取締役会事務局や各委員会事務局が窓口兼サポート役を担っており、連絡は電話やメールを使用し、タイムリーに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、指名委員会等設置会社であり、グループ全体の経営に対するコーポレート・ガバナンスを強化し、株主・投資家に対して経営に対する透明性の向上を図っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成されており、取締役会の下には過半数を社外取締役で構成する指名・報酬・監査の3委員会を設置し、さらに監査委員会の下に監査委員会の職務を補助する組織として「グループ内部監査室」を設置して、経営に関する監督機能を強化しております。

<取締役会>

取締役会は、会社の経営の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。

取締役会は年4回を定期開催とし、必要な場合は臨時取締役会を開催しております。2022年3月期は11回開催し、取締役全員が11回全ての取締役会に出席しております。

なお、当社の当事業年度取締役会は、1回の開催で2日間にわたる審議を4回（計8日間）、1日の審議を7回実施し、延べ15日間合計46時間超の審議を行っております。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が20回ありました。

取締役会開催とあわせ、各執行役・各社社長による業務執行報告を実施し、また各執行役・各社社長は月次でも定量的・定性的な報告を実施しております。

<指名委員会>

指名委員会は、当社グループの適切な経営体制の構築に資することを目的として、会社法第404条第1項の権限を有する機関として設置され、取締役候補者・執行役の選解任につき、選任基準等に照らし、検討決定しております。社内取締役：岡崎 成子氏を委員長として、社外取締役である塩路 広海氏、牧 辰人氏、関 勇一氏の計4名で構成されております。

2022年3月期は11回開催し、委員全員が全ての指名委員会に出席しております。

<報酬委員会>

報酬委員会は、当社グループの経営の透明性の確保に資することを目的として、会社法第404条第3項の権限を有する機関として設置され、取締役・執行役の報酬につき、基本報酬額・インセンティブ額・評価項目を検討決定しております。社内取締役：岡崎成子氏を委員長として、社外取締役である塩路 広海氏、牧 辰人氏、関 勇一氏の計4名で構成されております。

2022年3月期は5回開催し、委員全員が全ての報酬委員会に出席しております。

<監査委員会>

監査委員会は、当社グループの業務の適法、妥当かつ効率的な運営、すなわち年度方針及び中長期の経営方針に沿った運営に資することを目的として、会社法第404条第2項の権限を有する機関として設置されております。社外取締役：関勇一氏を委員長として、社外取締役である塩路広海氏、牧辰人氏の計3名で構成されております。

2022年3月期は9回開催し、委員全員が全ての監査委員会に出席しております。

<グループコンプライアンス委員会>

グループコンプライアンス委員会は、グループのコンプライアンス経営の推進及び支援を目的として、コンプライアンスに関する組織及び体制の検討・決定をはじめとするコンプライアンスに関わる重要事項の取締役会への報告と審議依頼を行う機関として設置されております。代表執行役：岡崎 成子氏を委員長として、社外取締役3名を含む取締役5名で構成されております。

2022年3月期は4回開催し、委員全員が4回全てのグループコンプライアンス委員会に出席しております。

以上の各委員会には事務局を設置し、委員会の円滑な運営をサポートしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は指名委員会等設置会社の体制を採用しており、社外取締役3名が各自の経験や見識に基づいた監査機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。当社が現状の体制を採用している理由は次のとおりであります。

- ・グループ全体の経営に対するコーポレート・ガバナンスを強化する。
- ・株主・投資家に対する経営の透明性を向上する。
- ・各事業会社における業務執行とグループ経営との役割を明確にし、グループ戦略の効率と質を向上する。
- ・社外取締役の活用により、視野を広げた戦略と変化へのスピードアップを図る。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第64期定時株主総会の招集通知は、2022年6月3日に発送いたしました。株主が株主総会の議案に関して十分な検討を実施できるよう、法定期限より前に招集通知を発送し、発送に先立ち当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイト等を通じて速やかに情報を開示します。
集中日を回避した株主総会の設定	第64期定時株主総会は、2022年6月23日に開催いたしました。株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行い、当社は毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行います。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話から株主名簿管理人の議決権サイトを利用して電磁的に行使をすることができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株主総会で株主が適切な判断が行えるように必要な情報を提供します。株主総会に出席されない株主も含めてすべての株主が適切に議決権を行使できるように、議決権電子行使プラットフォームに参加していますが、さらに環境を整備します。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の要約の英語訳を当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しています。
その他	第64期定時株主総会の招集通知は、6月2日に当社ウェブサイトに掲載しております。併せて説明資料を掲載しております。株主総会前に株主からの質問をメールで受け付けています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、情報開示に関する法令遵守及びコーポレート・ガバナンス推進の一環として、「グループディスクロージャーポリシー」を制定し、株主・投資家の皆様に対し、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示については、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則等に沿って情報開示を行っています。また、諸法令や適時開示規則等が定める重要事実に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様にとって有用と判断される情報については、可能な範囲でタイムリーかつ公平に開示します。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催しております。直近では、2022年5月13日に当社取締役代表執行役社長COO城川雅行が、アナリスト及び機関投資家の方に対し、当社グループの業績状況等について説明をいたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外において投資家向けの説明会は実施しておりませんが、海外投資家が来日された際に個別面談を実施、また電話やWEBによる個別面談に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトのIR(投資家情報) (https://www.fujiseal.com/jp/ir/) において、次の資料を掲載しております。(最新IRニュース、IRライブラリー、業績・財務情報、株主・株式情報、IRカレンダー、統合報告書、免責事項、グループディスクロージャーポリシー、電子公告、よくあるご質問、お問い合わせ) また、株主総会招集通知、決算短信、有価証券報告書及び決算説明会資料は、日本語版・英語版を作成し、経営戦略と中期計画等を開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は、IRグループ(担当者:代表執行役COO 城川雅行)であり、情報取扱責任者は執行役 財務・リスクマネジメント担当 高橋文章であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フジシールグループ倫理綱領」の中の『FSG倫理規範』に、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。 2020年度には倫理綱領の見直しを行い、人権の尊重、公正な調達・取引先との関係、内部通報制度等について、より具体的で時代に則した記載へ変更を行いました。倫理綱領は日本語版・英語版を作成し、社内のイントラネットを通じて常時確認できる環境としています。 また、社員一人ひとりが指針を理解し適切な行動ができるように、コンプライアンスカードを海外含む当社グループ役員・従業員に配布しています。さらに、2022年1月に従業員（マネジメント層）に対し「ハラスメント研修」を実施するなど、その周知徹底をと推進を図っています。 毎年5月12日の創立記念日行事には、事業所毎に記念行事・ファミリーフェスティバルを開催し、従業員とその家族の方にも会社の考え、方針を知っていただく機会を設けています。（2021年度は創立125周年記念） 当社は、コンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に対応するため、疑義ある行為等について、相談、通報の窓口（社外の弁護士や外部専門会社、グループ内部監査室を含む）に直接通報できる制度（相談ホットライン）を設けています。相談ホットラインは、秘密保持の徹底と通報者の不利益な取扱いの禁止が確保されており、その通報状況はコンプライアンス委員会と取締役会及び監査委員会において定期的に報告されています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループサステナビリティ委員会を設立し、サステナビリティテーマの目標設定や進捗状況のモニタリング、達成内容の評価等を実施することで、ESG経営を推進する体制を整えています。 フジシールグループでは、環境問題が人類共通の重要課題であることを認識しています。明るい未来と住みよい地球環境に貢献するために、2008年より環境方針を定め、環境側面に配慮した事業活動を行ってきました。2021年には環境方針を全面的に見直し、社員一人一人がより多くの環境活動に取り組むとともに、サプライチェーン間の連携を一層推進することで、持続可能な社会の実現に積極的に貢献していきたいと考えています。 当社グループは、気候変動・海洋プラスチック問題・資源枯渇を主要な環境課題と位置づけています。これら課題の解決のため、製造における環境負荷低減への取り組みを中心とした「価値をまもる」アクションを土台に、主に「価値の創造」に重きを置く環境ビジョンを持っています。価値の創造の具体的なアクションとなるのは「環境配慮型製品の開発・供給」であり、これは当社グループが最もお客様や消費者に貢献でき、持続可能な成長につながるものと考えています。 世界各国では環境課題への解決策として、炭素税の導入や、資源循環戦略に関連する具体的な法律案が検討されており、それに対して当社グループは、製造時の資源（原料・エネルギー）の利用削減や廃棄物削減に加え、容器の3R（リデュース・リユース・リサイクル）支援、包材の薄肉化及びそれらに対応した機械の提供、省エネ機械の展開、植物・再生素材使用製品の供給、効率的な輸送方式の開発・展開等かねてより行ってきました。さらには、米市場に展開中のボトルにリサイクル可能なシュリンクラベルであるRecShrink(TM)をはじめとした再生可能設計包材の展開及び包材のリサイクル取り組みを通じて、限りある資源を有効利用することで海への包材投棄を防ぐとともに温室効果ガス（GHG）を削減し、今後高まる環境配慮型製品の需要に応えることで、事業の機会に変えていきます。 「地球と人にやさしいパッケージ」を合言葉に、資源やエネルギーの効率的な削減、環境にやさしい製品、高齢化社会に対応した使用しやすいパッケージ、説明表示が読みやすいラベル等をお客様・お取引先と共に開発し、採用いただいています。 また、パッケージに興味を持つ学生には、公益財団法人フジシール財団が研究開発に従事する人材の育成、助成を行い、社会・環境問題をはじめとする課題に貢献しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グループディスクロージャーポリシー」及び「グループディスクロージャー規程」を制定し、適時・適切な開示活動に努めるよう、情報提供に係る方針等を策定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔経営の基本方針〕

当社グループでは「包んで価値を、日々新たなところで創造します。」を経営理念に掲げ、お客様とともに成長することにより、企業価値の向上を図っております。また「人と環境にやさしい価値を届ける」ことを経営の基本方針とし、お客様、従業員、取引先、株主、社会をはじめとするすべてのステークホルダーとともに、グローバルNo.1パッケージングカンパニーであり続けることを目指しております。

当社グループは、この経営理念の下、適正な職務執行のための体制を整備し以下の内部統制システムを構築しています。

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織をグループ内部監査室とし、補助すべき使用人はグループ内部監査室に所属するグループ内部監査室長、同所属社員及びグループ内部監査室長が監査委員会の許可を得て任命した監査担当者（以下、総称して「監査担当者等」という）とします。

② 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査担当者等の異動、人事考課及び給与改定については、あらかじめ監査委員会の同意を要するものとします。

また、執行役は、監査担当者等がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならない、監査担当者等はその職務を遂行する上で不当な制約を受けたときは、監査委員会または監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとします。監査担当者等は、監査委員会の指揮命令に従わなければならない。

③ 当社グループの取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会は、必要に応じて、監査委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができるものとし、これにより監査委員会に出席する取締役、執行役及びその他の使用人（以下「役員・社員」という）は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければなりません。役員・社員は、グループ内部監査室を経由して監査委員会に対し報告することができるものとします。この報告を行った役員・社員に対し当該報告を行ったことによる解雇その他の不利益が及ぶことを禁止します。

なお、役員・社員は以下の事項を報告すべき事項とします。

イ、取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

ロ、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務の執行について会社法に基づく費用等の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用等の債務を処理するものとします。

⑤ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、グループ内部監査室と定期的に報告・調整を行うための連絡会を実施しています。

また、「グループ内部監査規程」を制定し、内部監査の円滑かつ効果的な運営を図る体制をとっています。さらに会計監査人とも緊密な連携を保つとともに、定期的に監査方針や監査意見交換などを行う会合を開催しています。

グループ内部監査室は、当社グループを対象にした内部監査の仕組みを確立し、方針管理、経営リスク管理を行い、当社グループの内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っています。

⑥ 当社グループにおける取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項その他当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社はホールディングカンパニーとして、当社グループの経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会では当社グループの経営に関する重要事項の決定・承認及びすべてのグループ会社の業務執行報告を行っています。

「グループ会社運営規程」において、グループ経営に関する基本方針、管理体制及び運営基準等をはじめ、グループ全体の職務権限を定めています。グループ会社が、本規程に基づき経営状況他グループ経営に影響を及ぼす一定の重要事項の決定について、事前に当社の承認を得るとともに、一定の事項を当社に対し報告することを通じて、当社グループの事業活動の一体的な運営、管理及び支援を行っています。

グループ内部監査室は、当社グループ各社の業務を所管する部署と連携して内部統制の状況を把握し、監査委員会に報告するとともに、改善策の提案を行っています。

また、当社グループのサステナビリティ経営の推進及び支援を目的として、取締役会の監督のもと、グループサステナビリティ委員会を設置し、グループ全体のESGに関する目標設定や進捗状況のモニタリングを実施・推進・報告する体制をとっています。

⑦ 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「フジシルグループ倫理綱領」において、当社グループが社会の信頼を得るためにグループ各社の取締役、執行役、役員及び従業員の一人ひとりが企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を「倫理規範」として定め、倫理規範を誠実に実践するための行動基準を「行動規範」として定めています。

加えて、「グループコンプライアンス管理規程」において、コンプライアンスの方針、体制、手順等を定めています。

コンプライアンス委員会（グループ及び地域別）は、重要な問題や重大な違反に関する業務プロセスの見直し等の再発防止策、課題の審議・決定を行います。コンプライアンス体制の維持・向上、啓発教育、取締役会への報告に加え、経営上重要な判断を伴う場合は取締役会に審議・決定を依頼します。また、コンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に対応するため、疑義ある行為等について相談、通報の窓口（社外の弁護士、外部専門会社及びグループ内部監査室を含む）に直接通報できる制度（相談ホットライン）を設けています。

さらに、「グループ内部統制規程」を定めるとともにJSOX推進委員会を設置し、財務報告の適正性の確保・強化に努めています。

⑧ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、当社グループ各社の株主総会ならびに取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等執行役の職務の執行に係る重要情報については、10年以上保管するものとし、「グループ情報セキュリティ方針」に基づき必要な対策を講じるとともに、監査委員会等からの閲覧の要請に備えるものとします。

⑨ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針及び管理体制を定めた「グループリスク管理規程」により、経営の健全・安定化を図り、これにより経営効率を高め、株主の利益及び社会的信用の向上を図ることとしています。グループコンプライアンス委員会は、グループ全体及び各地域に潜在するリスクを把握し、取締役会の審議を経て各リスクの重大性をリスクマップにまとめた上で、これに対応する体制を整備することを、リスク管理の基本フレームとしています。

また本規程に基づき、グループの防災体制・危機管理体制を整備し、想定されるリスクの周知及び共有化を進め、リスク発生の際の迅速かつ適切な情報伝達と対応及び再発防止に取り組んでいます。

⑩ 当社グループにおける取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

前記「グループ会社運営規程」を中心とした規程体系に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しています。

経営理念を基軸に、中期及び年次の事業計画に基づいて目標達成のために活動し、その業務執行状況を取締役会に報告し、取締役会の評価を受け、IT技術を活用したWEB会議などで業務の効率化を図るとともに、定期的及び随時必要に応じた事業報告・リスク報告などを通じ、経営上重要な情報を識別し、確実にこれを取締役会にフィードバックする体制を確保しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループのコンプライアンス体制についての運用状況

当社は、グループコンプライアンス委員会を定期的に開催し、年度ごとにコンプライアンスに関するテーマ・取組み事項の設定を含む取組み計画を策定、施策を実施するとともに、啓発活動等を行っています。

また、当社グループの役員によるコンプライアンス宣言書への署名及び当社グループの役員・社員へのコンプライアンスカードの配布ならびに教育により、法令、社内規程の遵守のみならず企業倫理に則った行動指針を明確にし、その実効性の確保に向けた取り組みを行いました。相談ホットラインは、秘密保持の徹底と不利益な取扱いの禁止が確保されており、その通報状況はコンプライアンス委員会と取締役会及び監査委員会において定期的に報告されています。

② 当社グループのリスクマネジメント体制についての運用状況

当社グループを取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針及び管理体制を定めた「グループリスク管理規程」により、経営の健全・安定化を図り、これにより経営効率を高め、株主の利益及び社会的信用の向上を図ることとしています。

グループコンプライアンス委員会は、グループ全体及び各地域に潜在するリスクを把握し、取締役会の審議を経て各リスクの重大性をリスクマップにまとめた上で、これに対応する体制を整備することを、リスク管理の基本フレームとしています。このリスクマップを基に各地域で取組み計画を策定し、継続的に取り組みを行っています。同時に、当社グループの経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合の緊急連絡網を整備しています。

また本規程に基づき、グループの防災体制・危機管理体制を整備し、想定されるリスクの周知及び共有化を進め、リスク発生の際の迅速かつ適切な情報伝達と対応及び再発防止に取り組んでいます。

またリスクモニタリング機能として監査委員会の指示のもとグループ内部監査室により実施される内部監査及び必要に応じて実施される第三者によるリスク管理体制の監査が実施され監査委員会及び代表執行役に報告されています。取締役会は、代表執行役、監査委員会及びグループコンプライアンス委員会からのリスク管理状況等に関する報告を基に、フジシールグループのリスク管理状況やその実効性を監督・議論しています。

③ 当社グループにおける取締役等の職務執行についての取組状況

当社グループでは「取締役会規則」に基づき、当事業年度において11回の取締役会が開催されました（延べ15日間合計46時間超の審議）。取締役会では、中期経営計画・事業戦略・年次事業計画・投資戦略・財務管理等をはじめ、ESG（環境・社会・企業統治）に関する課題やグループ経営のあり方、ステークホルダーとの関係などを審議しています。2022年3月期については、事業戦略、投資、ESG課題への取り組みについて精力的に審議を行いました。また当社グループ各社の業務執行状況が報告され、経営目標の達成状況、経営課題やリスク、それらに対する対応策・打開策等について議論を行いました。

④ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組状況

監査委員会は「監査委員会規則」に基づき、当事業年度において9回開催されました。監査委員会では監査計画や監査方針、内部統制等について審議されました。

また、グループ内部監査室は監査委員会の指示に基づき、当社グループ会社を対象にした監査を実施し、改善提案を実施しました。相談ホットラインの相談窓口が内部監査室にも設置されており、社外取締役のみで構成される監査委員会にも通報することができるようになっています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、“市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固たる態度で対応すること”を基本方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「フジシールグループ倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し、役員、社員の行動規範として定めています。「企業防衛対策協議会」に加盟しており、総務部門を主管として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うこととしています。

また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を遮断することを可能とする取り決めを各取引先との間ですすめるとともに、弁護士及び警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

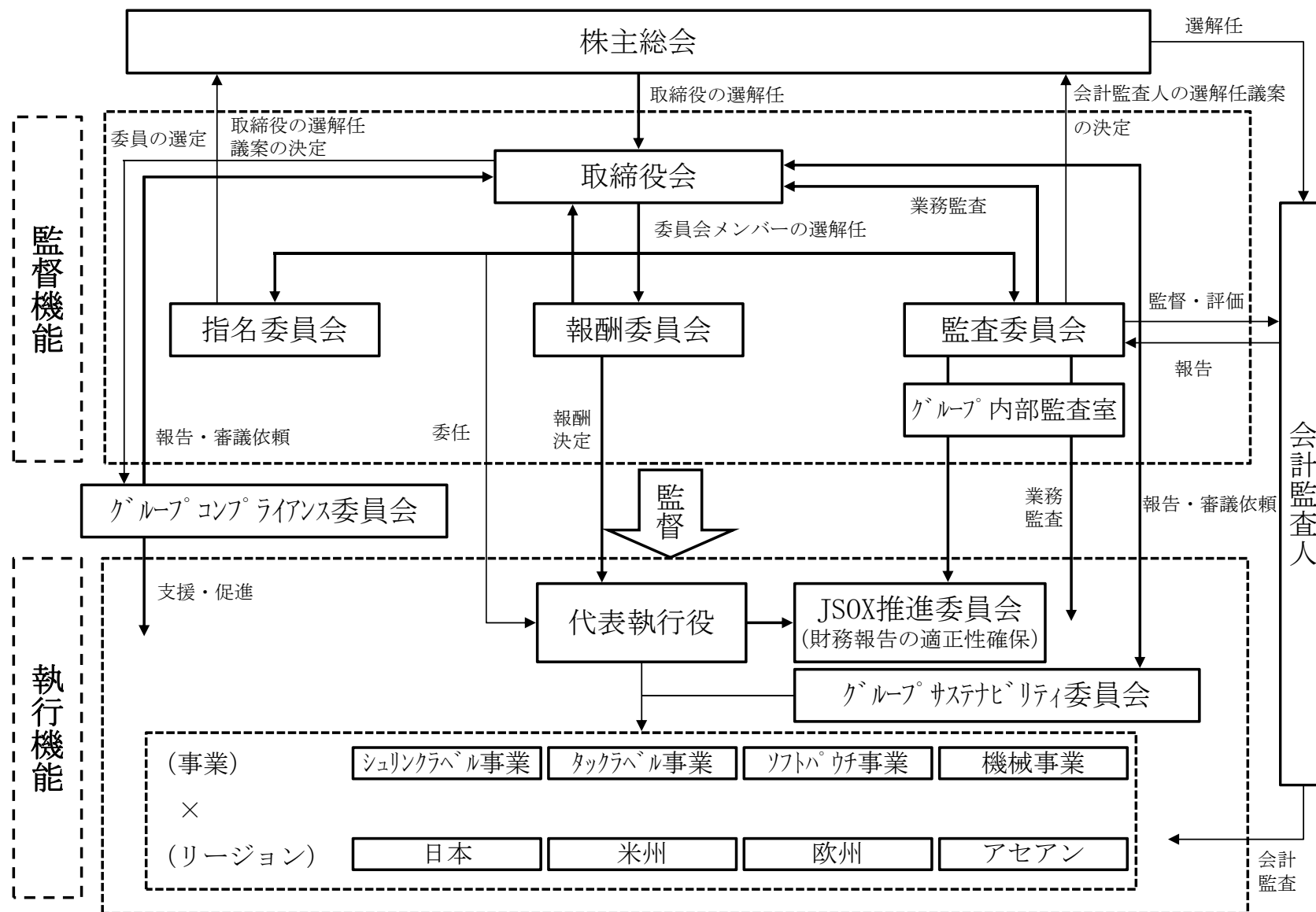
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループの企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらにグループ統制、情報開示等について適切な体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。

(添付資料)

- ・ コーポレート・ガバナンス体制模式図
- ・ 適時開示体制概要の内容



□適時開示体制概要の内容

1. 内部統制の環境

当社は、指名委員会等設置会社であり、グループ全体の経営に対するコーポレートガバナンスの強化及び株主・投資家に対して、経営に対する透明性の向上を図っております。取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成されており、取締役会の下には社外取締役が過半数で構成する指名・報酬・監査の3委員会を設置し、さらに監査委員会の下に「グループ内部監査室」を設置して、経営に関する監督機能を強化しております。

また、当社は、ホールディングカンパニーとして、フジシールグループの経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会ではフジシールグループの経営に関する重要事項の決定・承認及び全てのグループ会社の業務執行報告を行っております。

2. 会社情報の開示方針

当社は、会社情報の適切な開示に関して、当社取締役会で決定した事項や各グループ会社の業務執行報告などで把握した事項のうち、金融商品取引法その他関連法令の定める「企業内容等の開示制度」及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」により、開示が必要な重要事項、投資家の投資判断に有用な情報であると判断した情報について、適時・適切な開示活動に努めております。

3. 当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

決定事実

当社取締役会の事務局であるフジシールインターナショナル本部<以下、FSI本部とする>が策定、または各グループ会社から付議された議題について、適時開示項目に該当するか、FSI本部において事前に検討しております。

適時開示項目に該当すると判断される場合、開示内容を立案し、取締役会によって決議をすると同時に開示内容についての承認も行い、迅速に情報開示を行っております。

発生事実

発生事実については、各グループ会社の関係する担当役員等の報告をもとに、代表執行役社長及び情報取扱責任者を交え討議・検討され、発生事実の情報が適時開示項目に該当するかの判断を行っております。

情報取扱責任者が、開示内容を立案し取締役会による決議を経て、また緊急の場合には取締役会に事後に承認を受ける方法で、迅速に情報開示を行っております。

決算に関する情報

当社の取締役会は、各グループ会社の執行責任者による業務報告を実施しており、全てのグループ業績に関しての情報を把握・管理しております。また、これらの各グループ会社の事業運営、経営成績または財政状態に関する情報は、当社FSI本部において集約・管理しており、これらの情報をもとに「業績予想の修正」等適時開示項目に該当するか、FSI本部において検討し、情報取扱責任者が判断を行っております。

適時開示項目に該当すると判断される場合、開示内容を立案し、取締役会による決議を経て、迅速に情報開示を行っております。

また、適時開示体制の概要(模式図)は[別紙]のとおりであります。

4. 会社情報の内部情報管理及び内部者取引に係る社内体制

適時開示までの間における重要事実の取扱につきましては、内部情報の管理と内部者取引の未然防止を目的に、「グループディスクロージャー規程」及び「グループインサイダー取引防止規程」を定めております。

内部情報の公表に関しては、金融商品取引法、関係政省令等に定める諸規則に基づき、内部情報の公表の方法、内部情報の開示等に関して規定を行っており、また、自社株式の売買についても、役員のほか内部情報を知り得る可能性のある関係部署に所属する従業員及びその家族等(会社関係者)の自社株式の売買に対して、事前に情報取扱責任者に報告・承認を得なければならないなどの規制を行っております。

5. 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、執行役から独立性をもたせ、監査委員会の傘下に「グループ内部監査室」を設置し、海外子会社を含めたグループ会社全体を対象にした内部監査の仕組みを確立し、方針管理、経営リスク管理を行い、当社グループ全体の内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っております。

〔別紙〕 適時開示体制の概要(模式図)

